

地下タンク及び配管法定定期点検業務仕様書

この業務は、京都市環境政策局伏見まち美化事務所に設置している地下タンク及び埋設配管について、消防法第14条の3の2及び関係諸法令に基づく点検を実施し、結果を報告するものとする。

1 業務名称

令和7年度 地下タンク及び配管法定定期点検業務

2 業務場所

京都市伏見まち美化事務所（京都市伏見区横大路千両松町447）

3 点検対象設備

地下タンク及び配管 一式（ただし、サービスタンク<210L>を含む）

地下タンクの種類：鋼製一重殻

地下タンクの形式：ストレート

危険物の種類・容量：第四類 第二石油類（灯油） 1, 950L

4 点検時期

- (1)点検時期については、伏見まち美化事務所（以下「甲」という。）の指示に従うとともに、職員立ち会いのもとで実施する。
- (2)業務期限については、令和8年3月31日（火）までとする。

5 保守点検作業

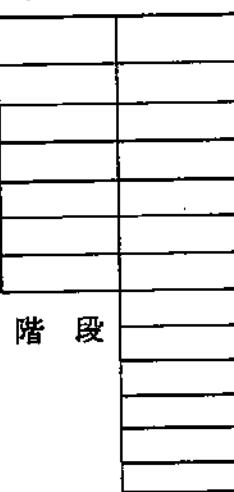
- (1)点検実施者は、危険物取扱者免状を有し、地下タンク設備を熟知し点検方法に関する知識及び技能を有する者とする。
- (2)地下タンク、給油管、送油管、返油管、通気管について定期点検を実施する
ただし、給油管にはサービスタンク（210L）を含むものとする。
- (3)作業日程を事前に甲と打ち合わせ承認を得てから、その日程に従って実施する。
- (4)作業前に現場の状況及び設備などの必要事項を充分チェックして熟知しておき事故のないように努める。なお、作業中の事故については、受託業者（以下「乙」という。）の責とする。
- (5)作業範囲、内容その他について疑義が生じた時は、甲の指示を受けるものとする。
- (6)作業に要する材料及び機器は、乙の負担とする。
- (7)作業中に施設の設備等に損害を与えたときは、速やかに甲に報告するとともに賠償の責を負うものとする。
- (8)甲から再作業の指摘があったときは、再作業するとともにこれに要する経費は乙の負担とする。
- (9)再委託は、原則として禁止する。

6 業務報告

業務終了後は、地下タンク等定期点検実施結果報告書、地下タンク定期点検実施データ表、定期点検記録表（地下タンク貯蔵所）及び記録写真を2部提出するものとする。

略配置図

京都市環境政策局 伏見まち美化事務所



機械室

建物

